

## 越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、多様な宿泊施設整備事業に対し、越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、北陸新幹線の県内開業に伴った多様化する観光客のニーズへの対応と観光客の受け入れ環境充実化のため多様かつ魅力的な宿泊施設の整備を支援し、もって、観光客の受入環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「ソフトの取組」とは、宿泊施設に宿泊しなければ体験できないプログラム（農産物等の収穫体験、野外学習、伝統工芸体験、産地ツアー、宿泊者限定の食事メニューの開発・提供等）を実施することをいう。

2 この要綱において「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」とは、宿泊施設の経営力・収益力の向上を図ることを目的に観光庁が創設し、令和5年2月から開始された登録制度である。

3 この要綱において「中小企業診断士等」とは、中小企業診断士、会計士、及び税理士のことをいう。

4 前2項定めるもののほか、この要綱に用いられる用語は高付加価値経営旅館等登録規程（令和5年観光庁告示第3号）において使用する用語の例による。

### (適用通則)

第3条 補助金の交付等については、この要綱に定めるもののほか、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）及び多様な宿泊施設整備支援事業補助金実施要領（令和5年4月1日福井県適用。以下「県要領」という。）の定めるところによる。

### (補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助対象事業、補助金の額及び補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

### (市内発注)

第5条 補助対象者は、市内業者に発注するよう努めるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号（以下「補助金等交付申請書」という。））に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第7条 交付規則第5条第1項第1号及び同規則第8条第1項の市長が認める軽微な変更は、補助対象経費総額の10パーセント以内の増減とし、補助の目的及び事業の能率に影響を与えない場合に限る。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、事業が完了したときは、越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金実績報告書（様式第2号（以下「実績報告書」という。））に別表第2に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（事業経過の報告）

第9条 補助対象者は、事業完了日の属する年度から3年間、客室稼働率実績報告書（県要領様式別紙8-1）を毎年市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助対象者から客室稼働率実績報告書の提出があったときは、当該客室稼働率実績報告書を確認し、当該補助対象者にヒアリングを行い、必要に応じ専門家の意見を求め、客室稼働率確認通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月2日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、第8条及び第9条の規定については、この要綱が失効した後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象者	補助対象事業	補助金の額	補助対象経費
<p>次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。ただし、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者を除く。</p> <p>(1) 一般枠</p> <p>旅館業法第3条第1項の許可を得て旅館、簡易宿所若しくはホテルを運営する事業者又は今後同項の許可を得て同施設を運営予定の事業者であって、県・市税の滞納がないもの</p>	<p>(1) 一般枠</p> <p>次に掲げるすべての要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>ア 公益社団法人 福井県観光連盟から助言等の支援を受けた事業であること。</p> <p>イ サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、伝統工芸等の本市の観光資源を活用したコンセプトルーム等、来訪の目的となる宿泊施設の整備事業であること。</p> <p>ウ 老朽化した施設の部分的又は応急的な修繕のみの事業でないこと。</p> <p>エ 誘客の促進及び魅力の向上が顕著に期待されるソフトの取組みを含めた総合的なリニューアル事業であること。</p> <p>オ 次に掲げるすべての条件を満たす、又は満たす予定であること。</p> <p>①キャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード決済等）</p> <p>②Wi-Fi環境に対応可能</p> <p>③外国語によるサービス内容の説明（外国語メニュー、外国語によるサービス説明書の用意等）</p> <p>④インターネットを通じた予約受付</p> <p>カ 改修成果について、ホームページやSNS等にて写真を掲載した上で発信すること。</p> <p>キ 改修等実施完了日の属する年度から3年間、市長が別に定める期限までに客室稼働率の実績報告をすること。</p>	<p>次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 一般枠</p> <p>補助対象経費の2/3以内とし、10,000,000円を上限とする。</p>	<p>補助対象事業の実施に要する経費とする。</p> <p>ただし、補助対象事業にかかる経費のうち、消費税、地方消費税に相当する額は補助対象外とする。</p> <p>(1) 工事請負費（施設改修等に係る工事費）</p> <p>(2) 委託料（測量設計・監理、機器の設置等に係る業務委託料）</p> <p>(3) 備品購入費（事業実施に当たり必要となり、観光客の利用に供する資機材購入費）</p> <p>(4) その他市長が特に認めた経費</p>
<p>(2) 新規開業枠</p> <p>旅館業法第3条第1項の許可を得て、旅館、簡易宿所又はホテルの運営を予定する事業者であって、県・市税の滞納がないもの</p>	<p>(2) 新規開業枠</p> <p>前号に規定する要件に加えて、次に掲げるすべての要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>ア 事業後は全ての客室が平均客室単価15,000円以上となること。</p> <p>イ 特別室やコンセプトルーム等特別感のある客室を設置すること。</p> <p>ウ 総事業費が20,000,000円を超える事業であること。</p> <p>エ 観光庁「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」の「高付加価値経営旅館等」又は「準高付加価値経営旅館等」に今後申請予定であること。</p>	<p>(2) 新規開業枠</p> <p>補助対象経費の2/3以内とし、20,000,000円を上限とする。</p>	

別表第2（第6条又は第8条関係）

補助金等交付申請書に添付すべき書類	補助事業実績報告書に添付すべき書類
<p>(1) 企画提案概要書（県多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付事務マニュアル（以下「県補助金交付事務マニュアル」という。）様式（新規開業枠に該当する場合のみ））</p> <p>(2) 宿泊施設改修事業計画書（県補助金交付事務マニュアル様式別紙1-1）</p> <p>(3) 事業実施スケジュール（県補助金交付事務マニュアル様式別紙2-1）</p> <p>(4) 改修イメージ（県補助金交付事務マニュアル様式別紙3）</p> <p>(5) 改修事業に係る収支計画書（県補助金交付事務マニュアル様式別紙4）</p> <p>(6) 工事実施設計書及び図面（平面図、立面図等）</p> <p>(7) 経営計画及び資金計画（個人事業主用（県補助金交付事務マニュアル別紙5-1）、法人用（県補助金交付事務マニュアル様式別紙5-2））</p> <p>(8) 専門家からの助言に対する検討結果（県補助金交付事務マニュアル様式別紙6-1）</p> <p>(9) 支援証明書（県補助金交付事務マニュアル様式別紙7）</p> <p>(10) 県・市税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書の写し</p> <p>(11) 中小企業診断士等の経営状況所見</p> <p>(12) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 事業実施報告書（県補助金交付事務マニュアル様式別紙9）</p> <p>(2) 改修前及び改修後の写真（県補助金交付事務マニュアル様式別紙10）</p> <p>(3) 支出に係る領収書等の関係書類の写し</p> <p>(4) 出来高設計書及び図面（平面図、立面図等）</p> <p>(5) 改修成果を掲載したホームページやSNS等を確認できるもの</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所  
(法人又は団体にあつては、所在地)  
氏名  
〔 法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金等交付申請書

越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金の交付を受けたいので、越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金等の交付申請をします。

1 補助事業等の名称

2 補助金等交付申請額 金 円

3 補助事業等の目的及び内容

4 補助事業等の着手及び完了予定年月日

着 手 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 添付書類

- (1) 企画提案概要書（県補助金交付事務マニュアル様式（新規開業枠場合のみ））
- (2) 宿泊施設改修事業計画書（県補助金交付事務マニュアル様式別紙1-1）
- (3) 事業実施スケジュール（県補助金交付事務マニュアル様式別紙2-1）
- (4) 改修イメージ（県補助金交付事務マニュアル様式別紙3）
- (5) 改修事業に係る収支計画書（県補助金交付事務マニュアル様式別紙4）
- (6) 工事実施設計書及び図面（平面図、立面図等）
- (7) 経営計画及び資金計画（個人事業主用（県補助金交付事務マニュアル様式別紙5-1）  
又は法人用（県補助金交付事務マニュアル様式別紙5-2））
- (8) 専門家からの助言に対する検討結果（県補助金交付事務マニュアル様式別紙6-1）
- (9) 支援証明書（県補助金交付事務マニュアル様式別紙7）
- (10) 県・市税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書の写し
- (11) 中小企業診断士等の経営状況所見
- (12) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所  
(法人又は団体にあつては、所在地)  
氏名  
〔 法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金等実績報告書

年 月 日付け第 号にて交付決定〔及び 年 月 日付けで補助金等の交付変更承認決定〕を受けた越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金について、その事業が完了したので、越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助事業等の完了年月日 年 月 日

3 補助事業等の交付決定額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業実施報告書（県補助金交付事務マニュアル様式別紙9）
- (2) 改修前と改修後の写真（県補助金交付事務マニュアル様式別紙10）
- (3) 支出に係る領収書などの関係書類の写し
- (4) 出来高設計書及び図面（平面図、立面図等）
- (5) 改修成果を掲載したホームページやSNS等を確認できるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

（補助対象者） 様

越前市長

客室稼働率確認通知書（ 年度）

年月日付で提出のあった福井県多様な宿泊施設整備支援事業補助金実施要領に基づき客室稼働率実績報告書（別紙8-1）について、越前市多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 宿泊施設の名称
- 2 宿泊施設の場所
- 3 その他

以上